

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和8年3月

最高裁判所事務総局家庭局

家庭裁判所と福祉・行政との連携

－後見人等選任前の福祉・行政の役割・機能に対する理解－



家庭裁判所キャラクター「かーくん」

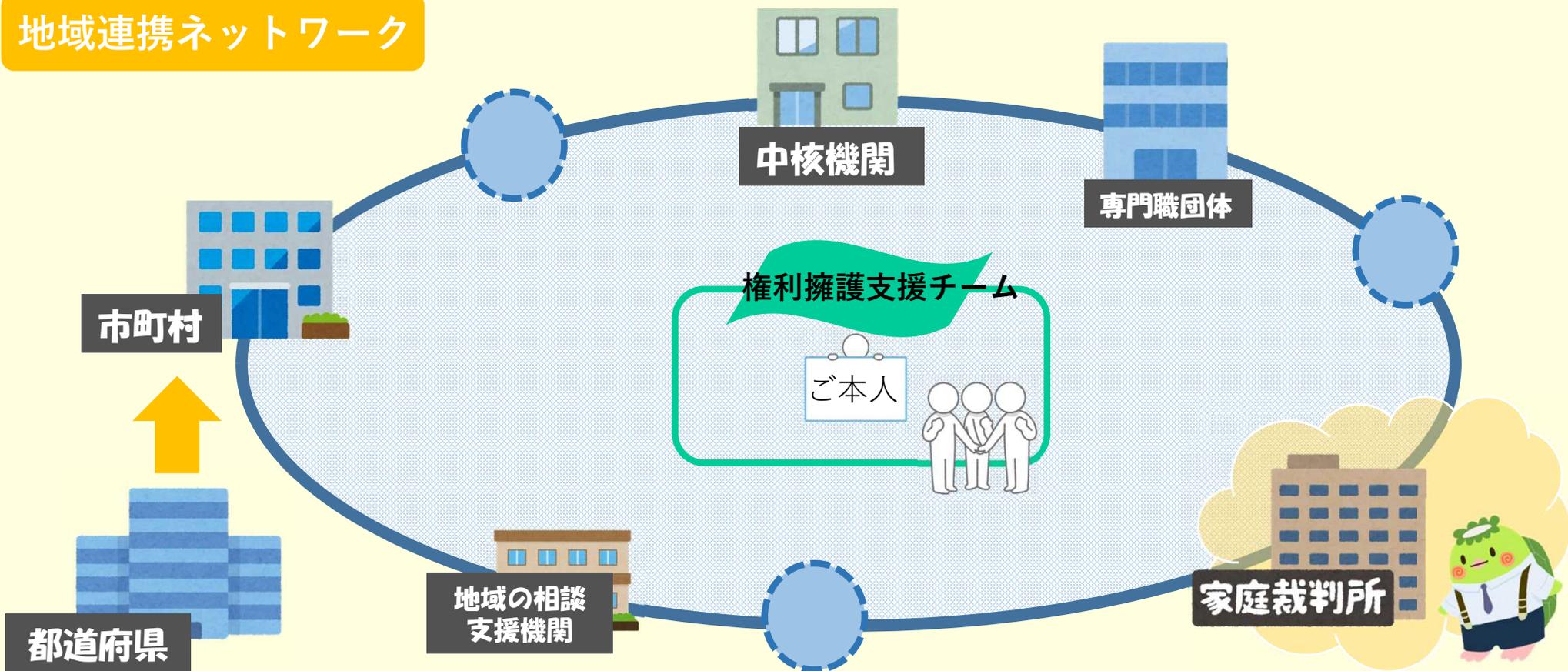
最高裁判所事務総局家庭局

相互理解を基盤とする連携について

連携の意義

(成年後見制度の) 利用促進の取組は、…地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による地域連携ネットワークを通じて推進されるべきものである。このネットワークは、…地域共生社会の実現という共通の目的に資することになる。(第二期成年後見制度利用促進基本計画3頁)

地域連携ネットワーク

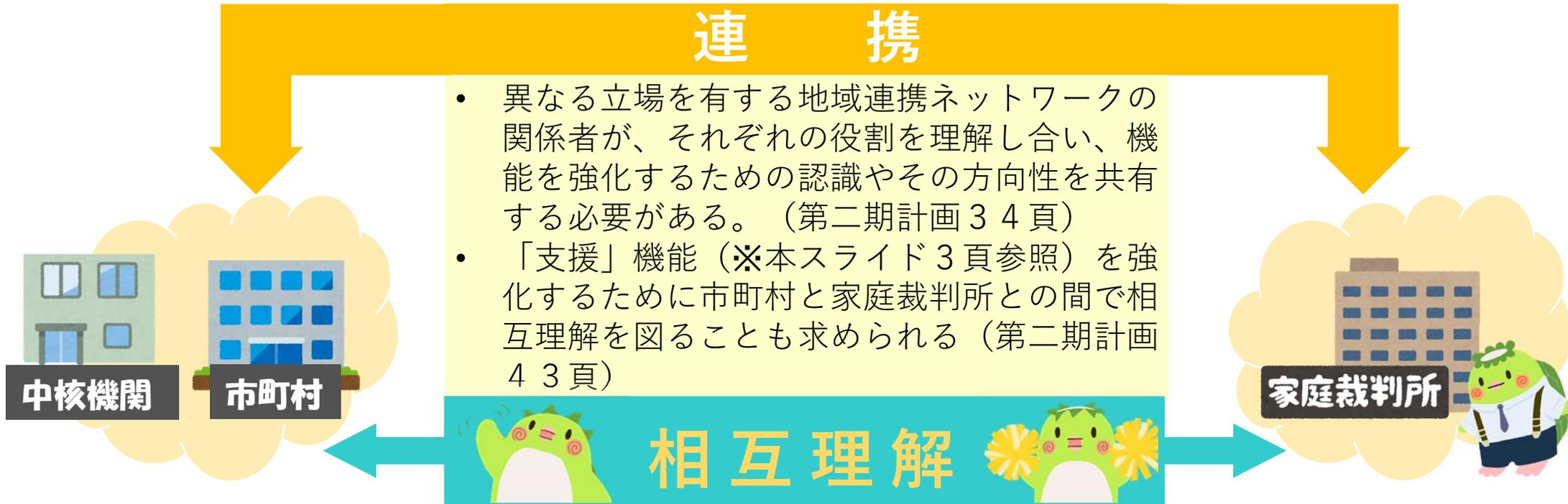


市町村 (行政機関)

相互理解

家庭裁判所 (司法機関)

相互理解を基盤とする連携について



市町村 (行政機関)

- 協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。
- その際、地域の実情に応じ、**都道府県と連携**して…柔軟な実施体制も検討する。
- 地域連携ネットワークで行われる支援にも…主体的に取り組む必要がある。
- 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。(第二期計画25頁～)

家庭裁判所 (司法機関)

- 地域連携ネットワークの中で、成年後見制度の適切な運用・監督を行うことが期待される。
- 地域連携ネットワークづくりや成年後見制度の運用改善等に向けて、その支部や出張所を含め、地方公共団体、中核機関、専門職団体、協議会等と積極的に連携し、取組情報の交換や意見交換を図ることが期待される。(第二期計画26頁～)

権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」機能と「運用・監督」機能

※ いわゆる6マス表。第二期計画29頁～

	福祉・行政・法律専門職など 多様な主体による「支援」機能	家庭裁判所による 「運用・監督」機能
権利擁護支援の検討に関する場面 成年後見制度の利用前	権利擁護の相談支援機能 <ul style="list-style-type: none"> 本人や関係者からの相談対応と制度説明 権利擁護支援ニーズの精査 成年後見制度の適切な利用の検討又は本人の権利擁護支援ニーズに応じた支援へのつなぎ 相談窓口の明確化と浸透等（第二期計画37頁）	制度利用の案内機能 <ul style="list-style-type: none"> 裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供・手続案内 ×利用ニーズの精査、×法律相談 各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先の案内
成年後見制度の利用開始までの場面 申立ての準備～後見人等の選任	権利擁護支援チームの形成支援機能 <ul style="list-style-type: none"> 具体的な課題の整理、本人の意向を反映した支援方針の検討 適切な申立ての調整 後見人に求められる役割や交代の方向性の確認等 後見人の候補者と選任形態についての調整 本人の意向を踏まえた権利擁護支援チームの形成 申立ての時点における福祉的な観点を踏まえた支援体制の構築（それが見通せること）の重要性	適切な選任形態の判断機能 <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報（本人の意向、対応すべき課題、後見人の候補者、選任形態等）を含む各事案の事情を総合的に考慮 <ul style="list-style-type: none"> ○ 申立時に示された事情等を踏まえた適切な選任 ○ 後見人の選任に関するイメージや選任に関する基本的な考え方の共有等
成年後見制度の利用開始後に関する場面 後見人等の選任後	権利擁護支援チームの自立支援機能 <ul style="list-style-type: none"> 支援方針や課題解決状況の確認時期等の共有 後見人や権利擁護支援チーム関係者からの相談対応 （必要に応じて）支援の調整や後見人の交代、類型・権限変更などの検討・調整 適時・適切な連絡体制の構築等	適切な後見事務の確保機能 <ul style="list-style-type: none"> 後見事務の監督処分 適切な後見事務を確保する観点からの後見人に対する相談対応・助言等 （権利擁護支援チームの自立支援機能による検討や調整結果などを参考に）後見人の適切な交代や選任形態の見直し

受任者調整の意義と後見人等候補者選定の重要性

本人の支援方針の検討

権利擁護支援チームの形成

福祉・行政等による支援

申立て

①本人のために必要な支援は？
→成年後見制度ありきではない支援

本人のためにどのような支援が必要であり、どのような制度・しくみを利用することが適切なのか。

②後見人等に期待される役割は？

成年後見制度の利用が必要かつ適切である場合に、後見人等に期待される役割は何か。

③ふさわしい後見人等候補者は誰か？

後見人等に期待される役割を踏まえて、ふさわしい後見人等候補者は誰か。

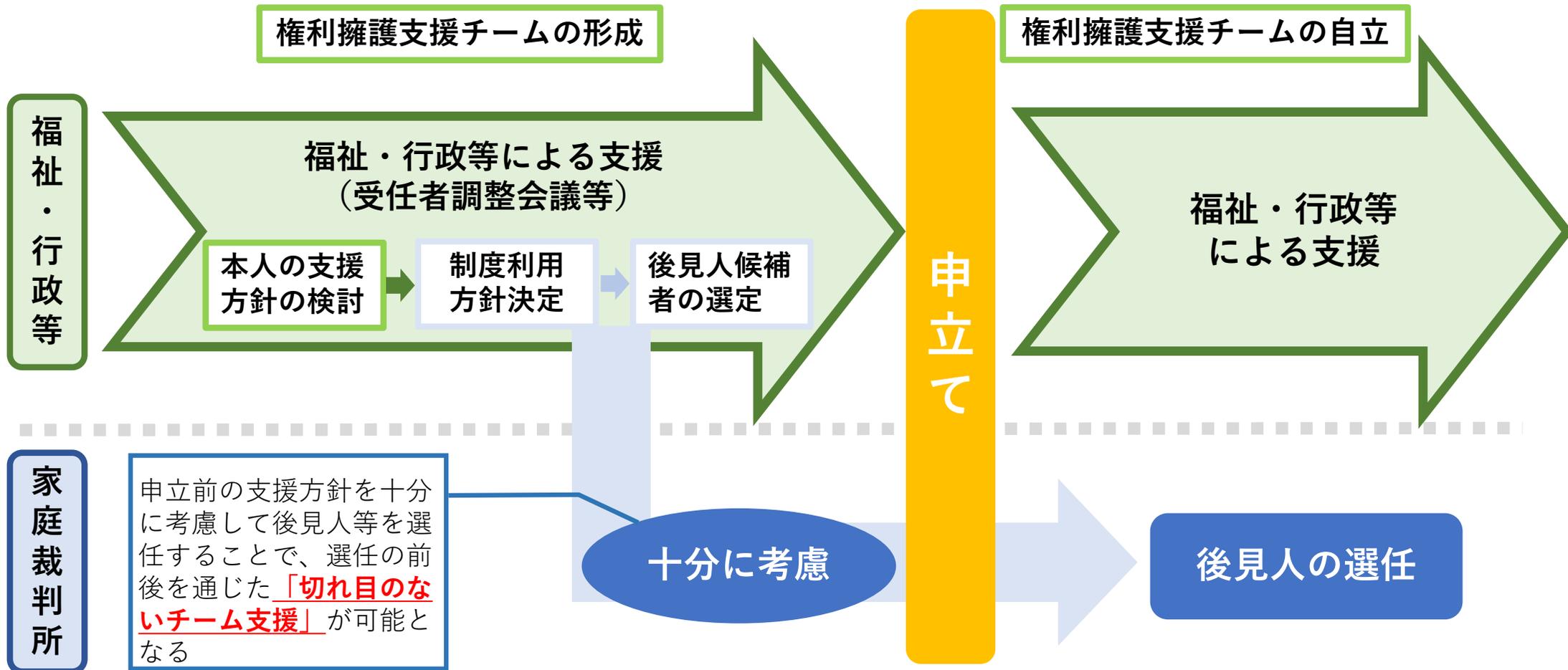
申立てに至る前に、本人と後見人等候補者とが面会するなどして、一定の信頼関係を形成し、お互いがどのような人物か分かった状態で申立てに至ることが重要ではないか。

受任者調整

候補者選定の重要性



支援機能の理解を家庭裁判所の判断に生かすための取組



- 家庭裁判所において受任者調整会議の見学を行うなど、申立前の権利擁護支援やチーム形成の実情を理解
- 個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、福祉・行政等の関係機関との間で、後見人等を選任する際の考慮要素や後見人等候補者のイメージを共有
- 裁判所内部の研究会等において、チームの形成状況等を踏まえた専門職の職種選定や選任形態に関する意見交換